## 震災瓦礫広域処理に関する請願

2012年6月1日

## (請願の主旨)

今回の震災がれき広域処理に関しまして、広瀬知事は5月27日に行われた大分県主催の住民に対する説明会で「住民の理解は得られた」とし、そのわずか2日後の5月29日吉本津久見市長は唐突に「試験焼却を進める」ということを記者会見で表明しました。

震災がれきの処理を巡っては放射能の心配から多くの自治体が慎重に議論を行っている中、吉本市長の言動はあまりにも拙速で、市民の市長に対する不信感が増しています。

被災地では、岩手・宮城両県のがれきの広域処理必要量が 401 万トンから 247 万トンに減っている(環境省)など、状況は変わっております。

野田総理は4月23日がれき処理促進と津波対策の両面で防災林を整備する方針を表明しました(毎日新聞)。また環境省の中央審議会は環境基本計画の中で、2000万トン超のがれきも可能な限り建築資材やバイオマス発電に再生利用する「持続可能な社会」づくりを目指すと4月27日閣議で正式決定をし、また、がれきを活用した盛り土に植樹する「森の防波堤構想」の推進を目的とした「がれきを活かす森の長城プロジェクト」(同構想の提唱者、宮脇昭氏)を設立するなどの報道をされています。

私たち「津久見の海と山といのちを守る母の会」をはじめ多くの市民は、一度きりの大分県による説明会では住民の十分な理解は得られていないと考えます。震災がれき広域処理の件についてはあくまでもその主体は津久見市民であると思いますので、市民に対して十分な説明責任を果たす必要があると考えます。

以上の主旨から下記の事項について請願します。

記

## (請願項目)

- 1. 市民に対して十分な説明責任を果たすこと
- 2. 震災がれきに関する情報公開の徹底をはかること
- 3. 風評被害対策と責任の所在を明確にすること